

平成21年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年10月23日（金）午前9時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	藤田 清隆
管理部総務課長	大川 佳久
管理部学校再編担当課長	内田 康之
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
健康福祉部健康福祉総務課長	岩間 道夫

4 傍聴人 7名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。
- 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 21 年 9 月 19 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに 10 月 12 日 (月) に開催いたしました「よこすかスポーツフェスタ 2009」についてです。これは横須賀アリーナをメイン会場に、不入斗公園陸上競技場・軟式野球場、各体育会館・温水プール等でいろいろなスポーツを体験していただくイベントとして開催しました。

横須賀アリーナではキッズ広場やスポーツ体験、サブアリーナでは新体力テストによる体力年齢の測定などを行ったほか、市内 3 ヶ所の温水プール、市内 2 ヶ所のトレーニングルームは 1 日無料開放いたしました。

続きまして、10 月 17 日 (土) に横須賀市立総合高等学校 S E A ホールで「2009 年度 中学生主張の会」を開催いたしました。主張の会では、市立中学校の中から選出された 5 人の代表が、決められた 5 つのテーマに基づいて主張発表を行いました。

また、200 名を超える参加者が、それらの主張に対して、自分の思いや意見を伝え合いました。テーマは、いずれも日常生活やグローバルな世界を見つめ直したり、横須賀はもちろん、今直面している世界や未来の世界を考え直したりできるものです。

続きまして、「第 41 回横須賀市小学校児童陸上記録大会の開催について」です。これは 10 月 17 日 (土) に横須賀市不入斗公園陸上競技場で小学校児童の運動能力の基本である走・跳・投の能力を測定し、その向上を図るとともに、体育指導の参考とするため、市内 48 の市立小学校から選ばれた 5・6 年生の児童約 1,000 名が出場しました。

最後になりますが、新型インフルエンザに関する状況についてです。9 月から 10 月 21 日までに、学級閉鎖や学年閉鎖を行った市立学校は合計 43 校となり、児童生徒の感染者も 2,000 人を超えました。ワクチン接種が早く行き届くよう期待していますが、現在も学級閉鎖等が増加しておりますので、教育委員会といたしましては、多くの学校行事を控えている時期でもありますし、慎重な対応を図っていくとともに、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

委員長から議案第 34 号『横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出につ

いて』を議案としてとりあげる前に、規則に基づき健康福祉総務課長の出席について提案があり、各委員から異議がなかったため、入場する。

日程第1 議案第34号『横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第34号『横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について』ご説明いたします。

まず、はじめに横須賀市立看護専門学校についてご説明いたします。この学校は学校教育法に規定する専修学校として、平成16年4月1日に、現在の「うわまち病院」の敷地内に設置したものです。

所管は教育委員会となりますが、学校の性格上、その管理運営につきましては、「教育委員会の権限に属する事務の一部を健康福祉部長に委任する規則」を制定し、事務を健康福祉部に委任しております。

今回、健康福祉部から授業料、入学検定料改定の申し出がありましたので、それぞれを規定しております「横須賀市立看護専門学校条例」の改正議案を市長に提出するため、「教育長に委任する事務等に関する規則」の規定に基づき、本日議案として提出するものです。

それでは条例の改正内容について、ご説明いたします。議案の1ページに改正文がございますが、3ページの条例第4条の朱書きをご覧ください。

横須賀市立看護専門学校の授業料について、現行の年額150,000円を171,600円に、入学検定料について、現行の8,000円を9,600円に改定するものでございます。

改正の理由といたしましては、横須賀市立看護専門学校は、平成16年4月1日に設立し、今年度末をもって6年が経過いたします。学校設立時の授業料は、県立の看護専門学校の授業料を参考に年額12万円に決定したもので、その後、3年前の平成19年4月から県立の看護専門学校の授業料に合わせ150,000円に改正いたしました。

その後、県立の看護専門学校は授業料を改定し、平成20年4月から171,600円としております。

こうした状況を鑑みまして、本市といたしましても、前回の改正から3年が経過する平成22年度からの授業料及び入学検定料についても、県立の看護専門

学校に合わせた改定を行いたいと考えたものであります。

なお、条例の施行期日は平成 22 年 4 月 1 日からとすること、この条例施行の日の前日に在学する者に係る授業料は、従前どおりの額とし、この条例施行の日以後において、学校に転入学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とすることを附則で定めます。

以上で「横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

横須賀市以外にも市立の看護専門学校があると思うのですが、同じように県立に準ずる形で今回のような改定をしているのでしょうか。

また、入学金についてですが、市外の方は市内の方の倍ということになっていますが、そういった差というのは、他の市と比べてどうでしょうか。

(健康福祉総務課長)

県内には、公立の看護専門学校は、それほど多くありませんが、藤沢市立の看護専門学校では、私どもよりも安い授業料になっております。私どもが設立したのが平成 16 年で、そのとき横須賀市は年額にすると 120,000 円でしたが、藤沢市はその当時から引き続き、年額 108,000 円となっております。ただ、藤沢市の場合は、市立病院のなかに学校を構えており、ほとんどの生徒さんが市立病院のほうに行かれているというような事情もあり、安くなっているのではないのかと思われまます。

また、入学金について、ほとんどの学校では、市内の方と市外の方を分けているということをございませませんが、横須賀市の場合には、出来る限り市民の方を優先といいますか、利になるようなという計らいで、非常に安い金額にさせていただいております。

(齋藤委員)

現在の学生のなかで、市内の方と市外の方の割合というのはどれくらいでしょうか。

(健康福祉総務課長)

平成 21 年度の入学で申し上げますと、市外が 10 人で市内が 29 人ということで、合計 39 人が入学をしております。

(森武委員)

直接、授業料の改定と関係するかは分からないのですが、専修学校ということで、卒業後は、看護師になるかと思うのですが、奨学金の貸与・給与などはどうなっているのでしょうか。

(健康福祉総務課長)

授業料相当額を奨学金として設定させていただいております。奨学金を支出した場合に、市内の病院・診療所等で看護師として就職された場合には、奨学金を出した月数分だけ勤務すれば免除されます。例えば、3年間奨学金をもらったとすれば、市内で3年間看護師として働いていただければ返済は免除されるという形になっております。

(森武委員)

今回授業料を改定されるにあたって、授業料相当額ということだと、奨学金についても改定される予定でしょうか。

(健康福祉総務課長)

改定する予定であります。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第34号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

健康福祉総務課長は退席

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『指定変更承認地域の追加について』

(学校再編担当課長)

『指定変更承認地域の追加について』ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

まず1の新たに指定変更承認地域に指定する地域は、久里浜台1丁目、2丁目、中学校について、指定校は久里浜中学校ですが、変更校として浦賀中学校を指定するものです。小学校については、指定校が久里浜小学校ですが、すで

に変更校として高坂小学校が指定されております。

2の指定する理由ですが、現在、久里浜台1丁目、2丁目は、久里浜小学校の学区ですが、高坂小学校への指定変更承認地域となっております。しかし、本来の高坂小学校の通学区域は、全域が浦賀中学校の通学区域となっていることから、卒業生のほとんどが浦賀中学校へ進学します。

このため、友人関係等の理由で、下の3の表にあるように久里浜台の約4割の児童が指定校でない浦賀中学校への就学を希望し入学しております。

この場合、浦賀中学校では学校選択制の受入枠が現在ございません。そのため、保護者が高坂小学校の校長と面談の上、校長の副申書を添えて指定変更申立ての手続きを行っております。このため、保護者の負担軽減を図るために、実態に合わせた形で、中学校についても指定変更承認地域とすることが適当であると考えております。

なお、浦賀中学校は、市内の中学校で生徒数が一番多くなっておりますが、今回の指定は実態に合わせたものですので、このことにより、さらに生徒数が増加することはないと考えております。

また、学校施設の収容力についても問題がないことを申し添えます。

4の適用開始期日は、11月1日を予定しております。

2ページの1の通学区域図をご覧ください。地図中央の網掛け部分が久里浜台で、指定校であります久里浜中学校までの通学距離は2.2キロで、浦賀中学校までは2.6キロとなりますが、これは、教育委員会が定めております適正な通学距離である3キロ以内になっております。

参考までに、各中学校の生徒数・学級数を記載してございます。以上で説明を終わります。

(森武委員)

久里浜台1丁目・2丁目が、現状で高坂小学校への指定変更承認地域になっているというご説明でしたけれども、実際この地域で、この制度を使って高坂小学校に行かれています方というのは、大体どれくらいになるのでしょうか。

(学校再編担当課長)

現在、久里浜台では対象の児童が103人おりますが、高坂小学校へ88人、それから久里浜小学校に15人通っております。

(森武委員)

そうしますと8割くらいの方が指定承認を利用して高坂小学校へ通って、そ

の方が高坂小学校は全員浦賀中学校に行くので、そちらに通いたいということの現状を、制度上簡便にできるようにという変更ということで理解してよろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりでございます。

(他に質問なし)

『追浜地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』

(学校再編担当課長)

『学校再編検討委員会による追浜地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』ご報告いたします。

報告資料(2) 1ページをご覧ください。

平成21年8月25日付で、追浜地域小学校適正配置検討協議会から教育長あてに別冊の意見書が提出されました。これは、追浜小学校・鷹取小学校の適正規模及び適正配置について検討するため、平成19年11月に協議会を設置し、計10回の協議を経て、まとめられたものです。

この意見書の提出を受け、10月19日に学校再編検討委員会を開催し、別冊の意見書の内容について検討しましたので、その結果について報告いたします。

別冊の意見書の3ページをご覧ください。まず、5の協議会の検討経過について、概略をご説明いたします。

平成19年11月1日に第1回目の協議会を開催し、4ページに記載しました皆様を同協議会委員に委嘱しました。そして、教育委員会から、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針、追浜地域の小学校の現状、今後の見込み等についてご説明いたしました。

第2回から第6回にかけては、委員の皆様から事務局にご質問等をいただく中で、委員間での意見交換が行われました。

主なものは、基本方針の作成までの手順や基準について、これまでに統合した学校の効果、協議会ニュースの取扱い、教育現場の意見、追浜地域の皆様への意識付けを含めたアンケートの実施などです。

第7回に、学校規模の適正化の方策として、7人の委員から追浜地域の小学校は4校のままで、通学区域を見直す案が提示されました。

第8回では、これら見直し案に対して意見交換を行う中で、一人の委員から改めて追浜小と鷹取小を統合する3校案を提示したいとの発言がありました。

第9回で、3校案が追加提示され、さらに議論されました。

まず、4校の通学区域の見直しに対しましては、追浜小学校の通学区域が広がることで、さらに多くの子どもが国道、線路を渡ることになり危険が増し、賛成できない、というような地域のご意見もありました。

3校案については、通学距離は、小学校2キロということで、問題はないのですが、追浜から湘南鷹取に上がる道が暗く人通りがないことから通学路が危険であるのではないかとということで、賛成できない。

というような意見がでました。

ここで、委員長の指名により全委員に意見が求められました。

このなかで各校長先生からは、現状で問題はなく、このままで良いという発言がありました。

また、保護者、地域の皆様からは、現状に満足していて、規模を大きくすることにメリットを感じない、3校案については通学路の安全性に問題がある、子どもの体力を考えたときに坂道を上らせるのは不安だ、学校は地域の核であり災害時の避難所としても必要だなどの意見がありました。

この他には、男子5人や女子8人という学年で人数が少なくて、本当に問題がないか、クラス替えがなくて何か問題があったときに心配なので、現状維持でいくにしても何らかの配慮をした方が良いのではないかと、4校のままでいくにしても経営感覚を持ってやってもらいたい、教育と財政の問題はなじまない、教育委員会としては財政的な面で適正配置を考えるという話は全く言っておりませんが、なじまないとは言っても限界があるのではないかと、余裕教室を福祉施設に転用できないかなどのご意見が出されました。

ここで、4校の通学区域を見直す案は各委員から取り下げられ、3校案については通学路の安全が確保できないとして採択されず、最終的には、現行の4校体制を維持するということが意見集約されました。

意見書の1ページにお戻りください。今、協議会の概略をご説明させていただきましたが、これらをまとめたものが、3の協議会としての意見として記載されております。

2ページの下段、四角で囲まれた中をご覧ください。

4の協議会としての最終意見です。

(1) 追浜小学校・鷹取小学校の適正規模及び適正配置については、より良い教育環境のために、追浜地域として「現行の4校体制を維持すること」が、現状では最良の方策との結論に達した。

(2) 小規模校のデメリットについては、追浜地域として、学校の学習活動や各種行事等で近隣校とのさらなる交流を深めることにより克服する。今後、追浜方式と言えるような活動を展開していきたい。

ということで意見書が出てございます。

報告資料の1ページにお戻りください。今、ご説明いたしました意見書につきまして、10月19日に学校再編検討委員会を開催し、検討した結果でございます。

まず、学校再編検討委員会における委員の主な意見です。

- ・ある程度の規模の集団の中で子どもたちを育てていくということは、経験上大切なことだと認識しているが、一方で、地域がコミュニティの核として学校の存続を求めることについても理解できるので、そのあたりで難しさを感じている。
- ・子どもの成長や学びを考えたとき、小規模校では、どうしても人間関係が限定されたり、学びの規模が小さくなったりすることがあるので、この結論でよかったのかと感じる。小規模校のデメリットを少しでも克服するために、最終意見にあるような交流等は、特に充実させていかなければならない。
- ・小規模校のデメリットを克服するための方策としては、単発的な交流ではなく、学習の質を深められるように、短期間であっても継続的に取り組むことを考えていかなければならない。追浜独自の方式に期待したい。
- ・協議会としての最終意見「2」は、努力目標としてはいいが、教育課程上、困難を伴うこともあるので、今後の教育活動の足かせにならないよう注意してほしい。
- ・追浜地域のアンケート結果を見ると、小規模校にメリットがあるから残した方がいいとする人より、小規模校のデメリットを解消しなければならないと思っている人が多い。通学路という地域的な課題があったが、小規模校のデメリットの部分について良しとしていない人がいたことも忘れてはいけない。

というような意見がありました。

2ページをお開きください。

次に、学校再編検討委員会における検討結果です。

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針では、学校は教育指導だけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあるとしている。また、学校運営面についても考えていかなければならない。これらのことから、学校規模の適正化は必要であり、小規模校のデメリットは克服していかなければならないと考える。

しかしながら、基本方針の中で、検討に当たっては地域と合意形成を図った上で進めていくこととなっている。追浜地域としては、小規模校のデメリットを認識した上で、これまで以上に学校運営を支えていこうという前向きな姿勢が強く感じられ、隣接校との交流を図るなど教育的な配慮も行おうとしていることから、協議会の最終意見は重く受け止める。

ただし、子どもたちのより良い教育環境を考えると、今後、学校・地域の取り組み状況や児童数の推移等を見守りながら、継続して規模の適正化について検討を行っていくこととする。

というような検討結果となっております。

3 ページ以降には、参考資料として、追浜地域の小学校の状況を載せてございますので、ご覧ください。

以上で、追浜地域小学校適正配置検討協議会の意見書について、検討結果の報告を終わります。

(齋藤委員)

協議会からいただいた意見書の1 ページ、3 協議会としての意見の(1) ① ですが、「追浜地域には、大規模開発による人口増が予想される地域があるため、現段階で学校の配置を見直すことは時期尚早である。」ということですが、具体的に大きな団地などが建つということが想定されて、児童数が変わるということでしょうか。

(学校再編担当課長)

今、追浜東町で2箇所大規模開発がありまして、造成を進めております。そこについては、現在の推計上は、開発計画があるので、その見込みが入っておりますが、先日開発業者に問い合わせをしたところ、建物を建てる予定が立っていないというような状況でございます。そのため、先ほどの報告資料の4 ページ(3)に児童数・学級数の将来推計として載せており、浦郷小が大幅に増えるということになっておりますが、この部分については不確定となっております。

(齋藤委員)

そうしますと、浦郷小のこの26年度の655人というのは、その計画が進めばと考えるとよろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりでございまして、その2つの計画がなかった場合は、浦郷小の26年度につきましては、373人、学級数としては12と推計されます。

(齋藤委員)

学校の適正規模ということについては、教育委員としましても、以前にも適正化ということで、統合をしてきたということもありまして、非常に重い問題です。

教育委員会として、私たちが一番考えることは、子ども達により教育環境をということで、それにあたっては、教育委員会でガイドラインを作っているわけですが、一方で、地域の方は地域の学校に対して非常に強い思い入れがあります。ガイドラインはあくまでも、それが絶対というわけではないのですが、ひとつの方針として決めてられており、それとこうした地域の人たちの思いというものについて、勿論、我々委員としてはそのときの立場で考えますけれども、教育委員会としては、こういう問題が出たときに、どういう風に考えられるのかということをお尋ねしたいのですか。

(管理部長)

今委員からご指摘のありましたガイドライン、適正規模及び適正配置に関する基本方針を教育委員会で定めて、これに基づいて小規模の解消をしようということで、進めているわけでございます。

今回、課題を認識したうえで、協議会を設置し、着手をしたわけでございますけれども、結果として、現状維持するという意見書をいただいたということに対しては、教育委員会としては、子ども達により教育環境を与えようと進めた趣旨とは違う、地元協議会からの結果をいただいたということは、ある意味では残念であると思っております。

ただ、これで全て終了、今後もう規模の適正化について議論しないということではなくて、やはり、今後小規模化に対する検討は継続して行っていかななくてはならないだろうと思っております。そういうなかで、地元のご意見というのは非常に重いと受け止めておりますけれども、そのことと子ども達により良い教育環境を整えるということにおいて、相反する部分もあるという状況のなかでは、私どもとしても大変苦しい選択をしなくてはいけないと思っております。

各地域が全て同じ状況であるというわけではなくて、地域ごとの実情がそれ

ぞれ違うと思しますので、その実情に合わせた解決策というのものもあるのではないかと。そういう部分も含めて、今後継続して検討をしていかななくてはならないと思っております。

答えになったかどうかは分かりませんが、今後もそういった考えで進めていきたいと思っております。

(齋藤委員)

こちらの協議会からの意見を尊重するというので、今後は、遠い将来はわからないですけども、当面はこの意見書にありましたように、追浜方式と呼ばれるような、小規模校のデメリットを解消するというのを、教育委員会としても後押しするというのでしょうか。

(管理部長)

そういった取り組みは現在も進んでおりますけれども、教育委員会としても、取り組みについて学校側といろいろ協議して、話を聞き、地元からの意見も聞く中で、バックアップできるものはバックアップしていくということで考えています。

(生涯学習部長)

追浜方式というものはこれから考えていかななくては行けません、できるものとできないものを見極めていかななくてはなりません。先ほどの意見にもあったように、教育課程のなかで、できることとできないことを見極め、学校に足かせをかけてはいけない、というところはきっちりとしていかななくてはならない。

例えば、ひとつの例ですが、教科を一つの学校に偏らせて授業をするということではできない話ですので、そういったことも含めて、学校の教育活動に支障がある、足かせをはめるようなことがあってはいけないと考えています。

(森武委員)

この協議会というのは、小規模を適正規模にするという目的があって設置されたと思うのですが、その際に、この意見書の「2 協議事項に対する考え方」の(1)にもございます「統合ありきではない」というのはまったくそのとおりだと思います。

それに基づいて、具体的に今回この議題が取り上げられたということで、会

議録をもう一度 10 回分全部読ませていただきましたけれども、出てきたのは、ひとつは小規模校を通学区域の区割りを変えて中規模校にしていくことによって、小規模校をなくす。それからもうひとつが、隣の学校と統合して小規模校をなくす、このふたつが具体的なものだったと思います。

そのふたつについて、具体的にいろいろ検討されているのも拝見いたしました。その結果、大規模の開発からそれによって人数が変わるかもしれないとか、統合した場合には通学路の問題があるので駄目だという話があったのは、理解できます。

ただそうした場合に、小規模校はこのまま小規模校として残すのかといったときに、小規模校で残さざるを得ないので、周りのバックアップを含めて、新しい体制で克服していくのか、それとももう一度方策を考えて、小規模校を適正な規模に変えていくのか、どちらか早い段階で方向性を出していかなければ困ると思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(管理部長)

意見書では、現状としては最良の方策として結論に達したということで、この部分は大変重く捉えている部分でございます。あくまでも現状はこういうことで、今後、小規模校のデメリットを払拭するような方策を迫浜方式と呼べるようなものということで行っていくわけですが、そういう経緯を見ていくことがまずひとつ。それから、今も小規模校ですが、子どもの数の今後の推移が、どのようになっていくか。開発もありますし、また地域での移動などもあると思います。

そういった子どもの数の推移を見ていくなかで、現状はこうですけれども、今後の展開を見ていくなかで、やはり継続的に検討をしていかななくてははいけないと考えております。先ほどの繰り返しになりますが、これで、終わりということではなくて、今後とも継続的に見守っていきます。

周期がどのくらいかということ、例えば2年後に見直しをしましょうなどということは、現段階では、申し上げられませんけれども、しっかりと検証したうえで、また教育委員会でご審議いただいたり、報告させていただこうと思っております。

(森武委員)

そうしますと、確認になるのですが、平成19年の1月の方針から今回の会議が始まっていると思うのですが、その方針の小規模校を適正規模にしていこう

ということは変わりなく、やっていこうということでよろしいでしょうか。

(管理部長)

その通りでございます。

(永妻教育長)

今回の追浜地域の小規模校適正化について現段階での報告をさせていただいたなかで、委員からいろいろご指摘いただきましたことにつきまして、教育委員会の事務を統括する立場として、今後の取り組みについて、お話をさせていただきたいと思います。

先ほど事務局からも、小規模化の小学校について、協議会の中でもデメリットについてお認めになったうえで、今後、この地域として更なる交流を深めることや、追浜方式といえるような活動を展開していくという話が出ておりますが、現実には、教育課程上の困難を伴うことが多々あるかと思っております。

方針に書かせていただいておりますとおり、学校は教育指導のみならず、子ども同士の豊かな人間関係を築いて、社会性を身に付ける場でもあるという部分は、教育委員会として確実に守っていかなくてはいけないところであります。ですから、子ども達のよりよい環境を作る、このことにおきましては、現段階ではやはり協議会の意見を重く受け止め、尊重してまいります。今後引き続き、事務局として、この視点を忘れることなく推移を見守り、あるいは教育活動の実態も把握しながら、継続して地域への検討を行っていく必要があると思っております。そのあたりにつきましては、適宜委員の皆様にご報告させていただきながら、小規模適正化方針に則った形での対応は必要であると思っております。

(三浦委員長)

この意見書にある「追浜方式と言えるような活動を展開していきたい」とありますが、これは、どういう組織が行っていくのでしょうか。この協議会が存続して、そのまま展開していくということなのでしょうか。

(学校再編担当課長)

これは協議会の中で出た話でございますので、学校現場・地域の方々・保護者の皆様のお力添えによって、できるものだと考えております。とはいいいながらも、具体的なものは明確には出てきておりません。

現在の状況で、一例を紹介すると、学校間で行っているものですが、今年、

追浜小と鷹取小で、サマーチャレンジ教室ということで、追浜小が主催して、プール教室を鷹取小と合同で行い、2日間で追浜小79人、鷹取小223人が参加したというようなこともございます。

また、10月に入ってから、6年生の社会科の授業を、鷹取小と追浜小合同で、鷹取小を使って行い、郷土史家の山本詔一さんを招いて、「江戸時代・明治時代の横須賀」ということをテーマにしてお話を聞いたというようなことが今年の実績としてはございます。ただ、追浜方式と言えるようなものというのはこれから、地域を含め、学校が中心となると思いますが、築きあげていくと思います。

(三浦委員長)

この協議会というのは存続するのですか。

(学校再編担当課長)

この協議会につきましては、追浜地域の小学校の適正化ということで意見書を作り上げていただきたいというものですので、7月にこの意見書が出来上がり、これをもって終了しております。

(三浦委員長)

「展開していきたい」という協議会としての意思表示なので、それは、答申に沿わないという印象を持ちました。

(管理部長)

委員長ご指摘のとおり、協議会自体は終わりますので、協議会が中心となつてこの活動をするというのは事実上不可能です。確かに、「展開していきたい」という希望的な言い方となっておりますが、これは学校・地域にこういうことを期待するあるいはお願いをしたいということでの最終的な意見だと、私どものほうでは理解をしております。

(森武委員)

追浜方式という連携を深めていくことは、現状で、例えば追浜小学校の学区での小規模というのを、今すぐ変えられるわけではないですから、今いる子どもたちにとってすごく大切なことですので、ぜひ進めていただきたいというのがひとつです。

また、第9回の検討協議会の会議録を読ませていただいたのですが、ある学校長の発言だと思うのですが、そのなかに、規模の適正化について話をするの

は難しいという後に、生徒数が少なすぎるから教育活動ができないとか、多すぎるからできないというのは、我々の立場としては絶対言えないことで、我々は与えられた条件のなかで最善を尽くし、教育活動をし、地域との連携を深めていくだけです、という話がありました。私は、このことは、重い言葉だと思っております。小規模であることが良くないとしても、それを解決するためには、少なくとも何年かはかかるわけですから、その間放置していいのかということ考えたときに、現場の学校長はじめ先生方は、そのデメリットを少しでも克服するために、常に活動をされていて、先ほどの取り組みはそういう活動だと思います。また追浜方式と言われるようなこともそうかも知れませんが、そういった取り組みをすることとは別に、適正化を図っていくということが大事だと思うのです。ですから、適正化を図るから、そういう取り組みは、放っておいていいというわけではないですし、もちろん適正化は図るのですが、それまでの間、今もデメリットを克服するための努力をされているということですから、その方式に関して、地域の方も協力してやっていただけるということで、賛成です。

(管理部長)

課題があつて協議会を設置し、その課題を解決しようということで協議を重ねてきました。結果として、こういう形になったわけですが、課題が解決したわけではないことは、私どもでも十分に認識しておりますし、先程から申し上げておりますように、課題解決に向けては、今後も継続して検討していかなくてはいけないという認識を持っています。

(生涯学習部長)

今、森武委員からご指摘いただいたことは重要なことだと思っております。私たちは、それぞれの学校の教育に課題があつて、適正ではないと言っているわけではありません。つまり、その学校の教育というのは、どの学校も各条件のなかで一生懸命にやっており、いい教育をしております。しかし、学校の規模によっては、できないこともあるだろうというなかで、適正ということが、出ているわけです。そういったことは、森武委員にご指摘いただいているところであると思えます。

先程、学校再編担当課長が申した事例でいえば、プールは教育課程外ですので、これは、それぞれの学校で色々なことができます。一方、社会科の授業と一緒にやったということは、これはそこに行くまでの準備、その後の評価というのは、それぞれの学校で全て違って、色々なことをしっかりと行ったなかで、それぞれの子どもに良いということで取り組んでいます。ですから、先

程も申し上げましたが、何でもできるわけではないというなかで、追浜方式というのをこれから、学校・地域・保護者の方々が、様々お考えいただき、そして教育委員会もバックアップしながら、考えていかななくてはいけないと思っております。

何度も申し上げますけれども、それぞれの学校の教育は、今ある教育の設備・財産・先生も含めた条件のなかで、精一杯やっているということは、私たちもきちんと認識していますし、そこにいる先生たちが大変苦勞していらっしゃるということもしっかりと認識しているところでございます。

(他に質問なし)

『平作地域小学校の適正規模・適正配置について』

(学校再編担当課長)

『平作地域小学校の適正規模・適正配置について』ご報告いたします。

平作地域小学校の規模の現状につきましては、平作小学校が、平成 15 年度に単学級の学年が出現し、平成 21 年度は 6 年生で少人数学級を編制しているため 2 学級となっているものの、標準学級では全学年が単学級となり、今後、小規模が解消される見込みがない状況にあります。一方、近隣校である池上小学校と城北小学校は、各学年 3 学級程度の適正規模を維持しております。そこで、平作小学校の小規模を解消するため、適正配置検討協議会を 11 月 4 日に設置し、検討を始めることを予定しております。

なお、池上小学校は、平作小学校の学区の中に位置しているという変則的な学区を構成しております。

2 の学校の状況については、先ほど簡単に説明させていただいたとおりです。

2 ページの (2) 児童数の推移をご覧ください。

平作小学校は、昭和 48 年 4 月に池上小学校から分離新設されました。開校時は 720 人、19 学級で、ピークは昭和 53 年度の 948 人、25 学級となります。分離後の池上小学校のピークは、昭和 55 年度の 835 人、22 学級、城北小学校は、児童数が昭和 54 年度の 1,125 人、学級数では昭和 53 年度の 29 学級となります。

(3) 児童数・学級数の推計ですが、3 小学校とも現在のところ開発の予定はありません。このことによる増は見込んでおりません。平作小学校は減り続けますが、現在の 0～5 歳児の統計結果では平成 26 年度に増加を見込んでおります。

池上小学校は、湘南池上の子どもたちのピークが平成 24 年度になりますので、その後、減少に転じます。

城北小学校は、一時的に若干増加しておりますが、この後ほぼ横ばいで推移すると予想しております。

3 ページの（４）学区の状況をご覧ください。

左下が平作小学校区、その上が池上小学校区、右が城北小学校区となっておりますが、池上小学校は平作小学校区の中に建っております。

4 ページに平作地域小学校適正配置検討協議会の設置について掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

（森武委員）

4 ページの委嘱期間というところですが、他の地域もそうかということでお聞きしたいのですが、協議会で一応の結論を出す期間というのが、これを見ますと 1 年半に見えますが、他のところと変わらないのでしょうか。

（学校再編担当課長）

大体、1 年半、計 10 回程度を予定しております。

（齋藤委員）

池上小学校が現在平作小学校の学区内に建っているという特殊な状況になっているのですが、現在平作小学校の学区に入っているお子さんで、池上小学校に通っているお子さんはいらっしゃるのでしょうか。

（学校再編担当課長）

おります。今年の 5 月 1 日時点での児童数で、23 人のお子さんが平作小学校の学区で、池上小学校に通っております。

（他に質問なし）

『平成 22 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』

（学校教育課長）

『平成 22 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員につ

いて』ご報告申し上げます。

平成22年度の募集人員はお手元にあります資料のとおりでございます。なお、募集人員につきましては、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する横浜市、川崎市もそれぞれの教育委員会に平成22年度県立及び市立高等学校に入学する生徒の募集人員について付議することになります。従いまして、公式発表につきましては、神奈川県・横浜市・川崎市・本市の教育委員会終了後に予定している平成22年度公立高等学校入学定員についての記者発表にて行われます。なお、今年度の記者発表の予定は10月29日（木）となっております。

（森武委員）

この募集人員に関しては、横須賀市立なので横須賀市が決めることは第一義的だと思うのですが、具体的には、県などとの関係で調整されているのでしょうか。そういった経過を教えてくださいと思うのですが。

（学校教育課長）

基本的には、市立ですので市で決めるということですが、現在の中学校3年生は、昨年度に比べて200名程度人数が増えているということで、その部分につきましては、県と調整し、定員について調整をしたなかで、そういう数字を出していただいているということでございます。

『損害賠償等（住民訴訟）請求事件の取下について』

（生涯学習部長）

『損害賠償等（住民訴訟）請求事件の取下について』ご報告させていただきます。

4月の定例会において提訴された旨、ご報告申し上げました美術館のアドバイザーに関する訴訟ですが、10月9日、原告側から取下げの通知を受理いたしました。

これは、報告事項にも書いてございますとおり、市長が、8月の定例記者会見などで「平成22年度から美術館アドバイザーに対する報酬は予算化しない」と発言したことから、原告側が自らの主張を本市側に受け入れられたと判断し、取下げをしたものと思われま。

以下、事件名、提訴年月日、原告、被告、係属裁判所、請求の趣旨について記載しております。

以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告)

(なし)

(委員報告)

(なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 10 月 23 日 (金) 午前 10 時 35 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥 太 郎